

神戸市告示第201号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定による区域を次のように指定する。

建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定について（昭和59年3月告示第227号）は廃止する。

昭和61年1月6日

（特定行政庁）神戸市長 宮崎辰雄

指定する区域

神戸市の行政区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する用途地域を定めている区域。ただし、同条に規定する防火地域及び準防火地域を定めている区域を除く。